

多様な家族形態を認める行政サービスの充実を！  
未婚のシングルマザーにも税金控除の施策を！

黒須俊隆

**黒須** フランスや北欧のように、少子化対策が功を奏している国と日本は家族意識が大きく違う。フランスや北欧では、シングルマザーの割合が5割を超えている。日本も事実婚やシングルマザーが増えていくとしたら、法律婚の家族制度を前提とした行政サービスから脱却する必要があるのではないかと。多様な家族のあり方を認める社会をつくる必要性を、本市では感じているのか。

**子育て支援課長** 近年、子育て世帯、母子家庭において、受けられる行政

サービスは拡充してきています。欧米では事実婚の比率がかなり高いようですけれども、日本では、まだ少ない状況にあります。女性が活動的に働くことが一般的になっている現代社会の中にあって、結婚により配偶者の姓に変えなければならぬことに伴う、社会的な不便、不利益が指摘されており、姓が変わることへの抵抗感があったり、もっと自由な形で一緒に暮らし、子どもを産み、育てたいという方々、現在の法律婚の形態を重荷に感じている方々が多くなっているとすれば、事実婚のような多様な家族形態が容認されるような時代が、いずれ到来するのではないかと考えています。

**黒須** 事実婚や婚外子、未婚・非婚のシングルマザーに対する行政サービスの差別や違いはないのか。

**子育て支援課長** 子育て支援課で支給助成してきます児童手当や子ども医療費助成制度等については、事実婚、法律婚に関わらず、支給対象、支給額に違いはありません。ただし、税制上の

控除や相続の際の取扱い方の違い、さらには住民登録上の表記の違いがあります。未婚のシングルマザーの場合には、既婚の母子家庭とは違い、税制面の取扱いが異なり、寡婦控除が受けられないために、それに伴う、保育料等各種給付費の算定に影響が出る場合が考えられます。千葉市などいくつかの自治体は、保育料等について、寡婦控除が適用されたものとみなして算定しています。本市の保育料の算定についてはまだ、みなし控除という制度は行っていません。

**黒須** 寡婦控除というのは、母子家庭に適用される税金の控除のこと。ところが、未婚のシングルマザーは寡婦控除を受けられない差別税制となっている。母子家庭という条件が同じでも未婚の場合は税金を多く払わなければならない。所得を元に算定される保育料や市営住宅の家賃なども高額になる。千葉市などのみなし適用とは、寡婦控除が税制上は適用されていない未婚のシングルマザーに対しても適用されたとみなして、その分所得を低く算定した上で、保育料などを決定する。本市でも寡婦控除のみなし適用を直ちに行うべきではないのか。

**市長** 地方自治体独自で検討できる部分、これからの人口施策において、有用であるというふうに認められる部分はしっかりと検討してまいりたいと思います。

**黒須** シングルマザーに対する税金の控除は、子どもの貧困や母子家庭の貧困の解消という視点から考えても直ちにやらないといけない重要な施策だ。